

基本施策策 II 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
II-Ⅲ	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
(46) 食育の推進	<p>元気な人づくりのために、「全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことを基本理念とする「愛媛県食育推進計画」に基づき、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、食育を県民運動として総合的・計画的に実施します。</p> <p>①概要</p> <p>(健康増進課)</p> <p>県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成18年度に策定した県食育推進計画を周知するとともに、食育時間、食育の日に合わせた啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。</p> <p>また、地方局事業として、中予地域における大学生を対象とした食育講座等の実施や、東予地域における子育て世帯を対象とした食育実践応援メニューの開発・普及に向け、地域の実情に応じた食育推進事業に取り組む。</p> <p>(保健体育課)</p> <p>子どもの食生活の乱れ、肥満傾向の増大などによる健康への影響が懸念されるため、栄養教諭を中心として養護教諭等と連携を図り、食育推進のための実践的な取組を実施する。</p> <p>また、食育推進のための体制整備等を支援するため、退職栄養教諭・学校栄養職員等からなる「食育支援者」を派遣し、学校給食の充実と学校における食育の推進を図る。</p>
具体的な取組み	<p>②推進指標</p> <p>③用語解説</p> <p>④解説</p>

【平成23年度事業実施状況】	
●県民健康づくり運動推進事業費(健康増進課)	事業の開催(3保健所が、高校生又は中高年を対象に実施)
●食育推進モデル事業の開催(3保健所が、高校生又は中高年を対象に実施)	若者の食サポーター育成事業(中予地方局健康増進課)
●若者の食育推進会議の設置・開催(食サポーター:10校20人、回数:5回、内容:栄養講座、体験学習、食彩フェスタ企画)	若者の食育推進会議の設置・開催(食サポーター:10校20人、回数:5回、内容:栄養講座、体験学習、食彩フェスタ企画)
●健常チェック、簡単クッキング、県産品試食など)	健常チェックin中予の開催(開催日 H23.11.19~20、参加:約1,800人、場所:松山大学、内容:食彩フェスタin中予の開催(開催日 H23.11.19~20、参加:約1,800人、場所:松山大学、内容:食彩フェスタ企画)
●子どもの健康を育む総合食育推進事業検討委員会の設置・開催(2回)	子どもの健康を育む総合食育推進事業検討委員会の設置・開催(2回)
●食育啓発資料「食べて動いて乐ッスン」(小学校版の作成)	食育啓發資料「食べて動いて乐ッスン」(小学校版の作成)
●小学校5年生用 小学校教師用	小学校5年生用 小学校教師用
●小学校全体で食育に取り組もう	小学校全体で食育に取り組もう
●食育推進指導者研修会の実施(1回 参加者86名)	食育推進指導者研修会の実施(1回 参加者86名)
●愛南町立城辺小学校においてテーマを掲げて事業を実施	愛南町立城辺小学校においてテーマを掲げて事業を実施
●「体験活動を通して食生活を楽しむ給食時間の工夫」	「体験活動を通して食生活を楽しむ給食時間の工夫」
●「学校と家庭が協力して児童の心身を育む食育の充実」	「学校と家庭が協力して児童の心身を育む食育の充実」
●「食についての興味、関心を培い給食の楽しさを味わわせる給食時間の工夫」	「食についての興味、関心を培い給食の楽しさを味わわせる給食時間の工夫」
●「教育支援者の派遣	「教育支援者の派遣」
●採用2年目の栄養教諭配置校(3校)に退職栄養教諭等の食育支援者(4名)を派遣し、経験の浅い栄養教諭の資質の向上を図るとともに、学校給食の充実、学校における食育の推進を図った。	採用2年目の栄養教諭配置校(3校)に退職栄養教諭等の食育支援者(4名)を派遣し、経験の浅い栄養教諭の資質の向上を図るとともに、学校給食の充実、学校における食育の推進を図った。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
施策の方針 10	食の安全安心に關する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み	<p>(47) 地産地消の推進</p> <p>「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポートの交換促進、地産地消アワードの実施等により、安全で安心な県内農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を行います。</p>																								
①概要	<p>(ブランド戦略課)</p> <p>毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」や1月24日～30日の「えひめの食材を活用した学校給食週間」の設定及びPR、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度の実施による啓発、新たな魚食普及推進の体制整備、魚食推進プロジェクトチームを結成し、アクションプログラムの策定等魚食普及推進の体制整備、「水産の日」の設定や県産水産物に関する情報発信・収集による啓発、新たな魚食普及推進者の育成と実践活動の場づくりなどをを行い、県産魚の普及・消費拡大を行ふ。併せて、学校給食への県産魚導入の検討を行ふ。</p>																								
②推進指標	<p>【地産地消・愛あるサポーター登録数】</p> <p>登録数の増加が地産地消の普及活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,850</td> <td>2,202</td> <td>2,276</td> <td>2,302</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	2,000	—	—	実績	1,850	2,202	2,276	2,302			
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	2,000	—	—																		
実績	1,850	2,202	2,276	2,302																					
③用語解説																									

- 東予の地産地消サポート事業費(ブランド戦略課、東予地方局産業振興課)
  - 地元農林水産物を地元企業へ広げるとともに、地元産直市の活性化の促進などにより東予独自の地産地消活動の活性化を図った。
  - ・東予の小学生料理コンクールの開催(8/1今治市、8/1西条市、8/23新居浜市、8/25四国中央市)
  - ・管内企業や学校給食関係者への地産地消推進の働きかけの実施(10月～)
  - ・管内の特産品等交流会(12/16)
  - ・管内小学生及び保護者を対象とした料理教室の開催(8/1今治市、11/1西条市、11/8新居浜市、11/9四国中央市)
  - ・地産地消足進プロジェクト推進事業(ブランド戦略課)
    - 松山市中心部の既存レストラン、カフェ等飲食店において、県産農林水産物を使ったメニュー開発及び提携企画を行なうとともに、当該飲食店のPRを主とした地産地消キヤンペーンを開催した。
    - ・松山市中心部における対象店舗の選出(10店舗)
    - ・店内でのPR展開(メニューPOP、のぼり設置等)
    - ・地産地消キヤンペーンの展開(「愛媛産でおいしいねアクション」)の開催に併せて開催し、マスコミを活用したPRを実施。
  - 地産地消流通モデル調査事業(中予地方局産業振興課)
    - 地産地消の推進と農家の所得の向上を目指して、規格外や小ロット等これまでの販売ルートでは扱わなかつた地域農産物の新たな需要の掘り起こしや多様な販売ルートへの構築に向けて、調査検討を行つた。
    - ・中予管内の地産地消流通の現状と課題、解決方策をとりまとめ、HPで公開した。
    - ・中予農産物おみあいプロジェクト(COP)活動を開催し、生産者34件、飲食店等25件が参加した。
    - ・生産者と飲食店等との交流会を開催(7/7、7/22、8/18、1/24)、生産者の園地訪問を開催(7/20、7/29、8/20、9/1、10/11)開催した。
    - ・地域農産物を利用した新規メニューを、18店舗で77メニュー開発した。
    - ・交流活動を通じ、飲食店等に農産物を提供した生産者は20件。
    - ・COP活動状況について、ブログで190回、ツイッターで8回、情報誌で8回、情報を発信した。
    - ・「南予の味覚」販売拡大支援事業費(ブランド戦略課、南予地区局産業振興課)
      - 南予地域の産直施設等が協議会を設立し、松山市を主なターゲットとして、連携・協力して情報発信や合意イベント等を行つた。
      - ・南子産直施設事務推進協議会の開催(4/25、3/26)
      - ・「なんよんばんじ情報がわら版の発行(4回)
      - ・南子産直市ワクワクフェスタの実施(9/1～1/31)
      - ・南子合同産直市の開催(10/8、9)
      - ・道の駅、漁船産直市南予ごだわり弁当コンテストの開催
      - ・県産水産物消費拡大本事業費(漁政課)
        - 県産水産物の消費拡大に向け、「水産の日」を設定するなど、県産水産物に関する情報提供や普及啓発活動を行つた。
        - ・魚食普及推進「協働化プロジェクト」の運営
          - 「毎月第3水曜日は水産の日」の普及・浸透方策の検討。
          - ・新たな魚食普及推進者の育成方法の検討。
        - ・「水産の日」の普及・定着
          - 「えひめのおさかな広め隊」の委嘱とPR活動の実施。
          - ・魚食普及キャンペーングローバルPR活動の実施。
        - ・その他、県政広報誌や広報番組、マスメディア等を通じた広報・PR。
      - ・漁村女性による地域の水産物を利用した起業活動を進めることにより、ヒト・モノ・販路づくりなどを総合的に支援・指導する中で、安全で安心な加工品づくりに向けた衛生管理や表示について周知。
      - ・起業化セミナーの開催2回 のべ参加者数 92人

## [基本施策 II-iii]

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-iv	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み	(4.8) 食文化の普及及推進
(4.8) 食文化の普及及推進	消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。
①概要	
②推進指標	食の大切さとそれを支える農業について学び理解を深めるために、消費者や次代を担う子供たちを対象として、地域農産物に関する知識や栽培指導、地域伝統食や行事食等の加工指導を行って食文化普及講座を開催し、地域農産物の利用促進と食文化の普及・継承を図る。
③用語解説	

【えひめ食文化普及講座開催回数】 講座回数の維持により、消費者や子供たちに対する食の安全安心や地域における食文化への理解促進の指標となる。							
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	—	—	—
実績	57回	57回	52回	57回	59回	52回	57回
③用語解説							

  

【平成23年度事業実施状況】

●えひめ食農教育推進事業費（農産園芸課）  
・えひめ食農連携事業（畜産のちどりの教育支援事業）で実施（畜産課）  
愛媛県酪農業協同組合連合会や県内PTA組織等と連携し、県内小学校等で食育教室や体験学習を実施した。  
参加数：県内小中学校及び特別支援学校 55校  
松山青少年センター等での体験学習 2回  
内容：牛乳・乳製品の栄養や機能、料理の紹介、牛模型による搾乳体験等

【平成23年度事業実施状況】

●えひめ食農教育推進事業費（農産園芸課）  
・食育基本法が施行され、消費者や郷土料理づくりを通じて、食文化の普及・継承と地域特産農産物の理解を深めるため、農作業や郷土料理づくりを通じて、食文化の普及・継承と地域特産農産物の利用促進を図った。  
・えひめ食文化普及講座の開催結果

〔日程・参加者数〕  
平成23年6月～平成24年3月 県内13地区 延57回 延1,95名参加

〔開催内容〕  
・学童、一般消費者、地域住民等を対象にした郷土料理や加工品の紹介と普及  
・地域農産物を利用した郷土料理や加工品の紹介と普及

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み	(4.9) 小学校等での出張食育教室の実施
(4.9) 小学校等での出張食育教室の実施	関係団体等を連携し、学校教育現場での食育教室や料理教室を実施します。
①概要	
②推進指標	愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、県内小学校等で食育教室や料理教室を実施する。
③用語解説	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-III	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地場地消の推進
具体的な取組み	(50)栄養教諭による食に関する指導の推進
①概要	小中学校等に栄養教諭を配置し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教諭として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。
②推進指標	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについて教科等の内容と関連させた指導を行う。
③用語解説	【学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)】 学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくむとともに、郷土への愛着を深めるという教育的效果を有するため、学校における食に関する指導の充実の指標となる。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-III	消費段階における安全安心の確保
施策の方向11	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(51)自主回収報告制度の普及促進
①概要	食品関連事業者への自主回収報告制度の普及を図るために、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたっての注意点等をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。
②推進指標	【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加による制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。
③用語解説	【自主回収報告制度】 条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県へその旨報告しなければならない旨規定されている。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-III	消費段階における安全安心の確保
施策の方向11	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(51)自主回収報告制度の普及促進
①概要	総合がホームページやパンフレット等により、制度を広く周知するとともに、事業者に対しては、保健所の講習会等で周知を図るとともに、手引きを配布し、報告書の作成にあたつての助言等を行つ。
②推進指標	【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加による制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。
③用語解説	【自主回収報告制度】 条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県へその旨報告しなければならない旨規定されている。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-III	消費段階における安全安心の確保
施策の方向11	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(51)自主回収報告制度の普及促進
①概要	食品関連事業者への自主回収報告制度の普及を図るために、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたつての注意点等をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。
②推進指標	【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加による制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。
③用語解説	【自主回収報告制度】 条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県へその旨報告しなければならない旨規定されている。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-III	消費段階における安全安心の確保
施策の方向11	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(51)自主回収報告制度の普及促進
①概要	総合がホームページやパンフレット等により、制度を広く周知するとともに、事業者に対しては、保健所の講習会等で周知を図るとともに、手引きを配布し、報告書の作成にあたつての助言等を行つ。
②推進指標	【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加による制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。
③用語解説	【自主回収報告制度】 条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県へその旨報告しなければならない旨規定されている。

※松山市管内における自主回収報告制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。

基本施策Ⅱ II-iv	生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保
施策の方針 II-1.1	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(5.2) <b>自主回収報告内容の迅速な情報提供</b> 食品関連事業者から報告された回収情報については、総合ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。 ①概要
②推進指標	提供を受けた自主回収情報により情報提供を行う。
③用語解説	《自主回収の公表等》 《条例第23条に、提出された自主回収報告の内容について速やかに公表するとともに、関係行政機関へ情報提供するよう規定されている。

基本施策Ⅱ II-iii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保
施策の方針 II-1.2	自主回収への協力の推進
具体的な取組み	(5.3) <b>自主回収着手事業者への指導等</b> 自主回収の円滑な実施を図るため、自主回収着手事業者等(以下「自主回収協力事業者」といふ。)へ速やかな情報提供や協力依頼を行なうなど、緊密な連携を行います。 ①概要
②推進指標	自主回収にあたり、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、講習会等で周知を図るとともに、着手報告書提出時にも助言等を行なう。
③用語解説	【平成23年度事業実施状況】 ●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、着手報告書の記載方法や回収作業の円滑化実施(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、指導、助言等を行なった。

基本施策Ⅱ Ⅰ-iii	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方針12	自主回収への協力の推進
具体的な取組み	(54) 主回収協力事業者への助言等 自主回収等の実施を支援するため、自主回収への協力事業者に対し、必要な助言等を行います。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収における助言等を行います。
①概要	着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行う小売店舗等に対し、保健所から田沼など回収方法等に関する助言等を行うとともに、講習会等により、制度の周知を図る。

②推進目標	—
③用語解説	《自主回収への協力》 条例第24条に、食品関連事業者は、他の事業者による自主回収に対し、必要な協力をするよう努める旨規定されている。
【平成23年度事業実施状況】	● 食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） ・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、小売店舗等との連携した自主回収について、指導、助言等を行った。

基本施策Ⅱ Ⅱ-iii	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方針13	消費段階における安全安心の確保
具体的な取組み	(55) 危害情報申出制度の周知 危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、総合ホームページ等で制度の内容や申出先（窓口）をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。
①概要	県民に対し、総合ホームページや講習会等で制度について広く周知するとともに、相談窓口の連絡先等についてもホームページやパンフレットに掲載し、申出しやすい環境を整備する。
②推進目標	—
③用語解説	《危害情報申出制度》 条例第25条に、県民は、健康危険のおそれのある食品に関する情報を県に申し出ることができます。
【平成23年度事業実施状況】	● 食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） ・周知用チラシやえひめ食の安全情報ホームページへ申し出先等を掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。

基本施策Ⅱ	生産からの消費に至る食の安全安心の確保																									
Ⅱ-iii	消費者情報における安全安心の確保																									
施策の方針13	危害情報の申出制度の普及																									
具体的な取組み																										
(5.6) 危害情報への迅速な対応																										
県民から申出するどもに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。																										
①概要																										
保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設へ調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。																										
なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査を依頼する。																										
②推進指標																										
【危害情報申出制度対応件数】																										
件数の維持により対応活動の指標となる。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>—</td> <td>20件</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>0 (10~3月)</td> <td>26件</td> <td>83件</td> <td>56件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	20件	—	20件	実績	0 (10~3月)	26件	83件	56件			
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																			
目標			—	—	20件	—	20件																			
実績	0 (10~3月)	26件	83件	56件																						
③用語解説																										

【平成23年度事業実施状況】
● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)
・危害情報の申出を受けた保健所において、該当食品関連施設等へ速やかに立ち入り調査を行い、必要に応じて改善指導等を実施した。また、立入り調査の結果等について、申出者に対し説明を行った。
・平成23年度危害情報申出件数:56件(うち県保健所26件、松山市保健所30件) (危害情報申出内容及び対応)
・おう吐、下痢の原因食材調査依頼 → 販売店舗への立ち入り調査の結果、購入食材が原因ではなかった。 その旨、申出者へ報告。
・食品への異物混入に対する調査依頼 → 製造所への立ち入り調査を行い、製造工程等を確認し、必要な指導を行った。
※松山市管内における危害情報申出制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。